

安全保障理事会決議 1825 (2008)

2008年7月23日、安全保障理事会第5941回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理決議 1796 (2008) および 1740 (2007) を想起し、

ネパールの主権、領土保全および政治的独立と、包括的和平協定およびそれに続く協定の履行におけるその主体的取り組みを再確認し、

包括的和平協定のネパール政府とネパール共産党 (毛沢東派) の 2006 年 11 月 21 日の調印、および、永続的かつ持続的な平和を見出すとの両当事者の明示の誓約を想起し、さらに協定を履行するために現在までに取られた措置を賞賛し、

ネパール人民の平和と民主主義の回復への強い熱意と、この観点からの関連する当事者による包括的和平協定およびそれに続く協定の履行の重要性を承認し、

ネパール政府から要請されたように、包括的和平協定およびそれに続く協定、とりわけ 6 月 25 日の合意、の適時かつ効果的な履行におけるネパールの和平プロセスを支援するために引き続き用意があることを表明し、

2008 年 4 月 10 日の制憲議会選挙の成功裡の決着と、制憲議会の第一会期において成立したネパールを連邦民主共和制とするとの決定を含めて、制憲議会の形成以降の各派によって進められた民主的な政府へ向けての活動の進展を歓迎し、

ネパールにおける民主的に選出された政府および諸制度の形成の見通しを歓迎し、

合意された協定の履行に向けて速やかに前進することをネパールのすべての当事者に求める事務総長の呼びかけに同調し、また、国際連合ネパール使節団 (UNMIIN) が、政党間での 6 月 25 日の合意に従っての武器および武装要員の管理を支援するために適切に配置されるであろうとの事務総長の評価に留意し、要請されているように、この問題で、恒久的な解決を達成するために、当事者を支援する UNMIIN の意欲を確認し、

その職務権限に従っての、国際連合ネパール使節団 (UNMIIN) についての 7 月 11 日の事務総長の報告書を歓迎し、

決議 1740 に従いまた包括的和平協定の条項に一致して、二段階にわたる検証プロセスの完了および両陣営の武器および武装した要員の管理に関する継続した支援を歓迎し、また、UNMIIN の活動を完成させるための条件を整えるための支援の中で長期にわたって持ちこたえられる解決策の重要性に留意し、またさらに、この点に関し、軍隊の駐屯地からの未成年者の解放および決議 1612 (2005) により要請されているこの問題に関する継続した報告を含め、未解決の問題に対処する必要にも留意し、

制憲法議会選挙の成功裡の開催により、決議 1740 (2007) により規定されている UNMIIN に関係する任務のいくつかの要素がすでに達成されたことに感謝を持って留意し、

UNMINによる貢献を確認し、任務の残りを実行するために、UNMINの規模を縮小したうえ6カ月間延長するよう要請する、ネパール政府の7月8日の事務総長宛の書簡(S/2008/476 添付資料)に留意し、

包括的和平協定および決議1325(2000)において言及されているように、女性、子どもおよび和平プロセスにおいて伝統的に疎外されてきた集団の要求に対して特別な注意を払う必要を確認し、

市民社会が民主的な転換と紛争の防止に重要な役割を果たすことができることを確認し、事務総長特別代表およびUNMINの彼の班、また当該政府の要請にもとづいて人権状況を監視している人権高等弁務官事務所を含む国際連合国別現地チームの努力に対し感謝の念を表明し、また、とりわけ職務権限が終了を迎えるにあたり、継続性を確保するために、使節団と対象地域におけるすべての国際連合諸機関との間での努力の調整と相互補完の必要性を強調し、

1. ネパール政府からの要請および事務総長の勧告に一致し、その任務のいくつかの要素の完成、和平プロセスの完成を支えるであろう、政党間での6月25日の合意に従っての武器および武装要員の監視ならびに管理についての現行の作業を考慮し、決議1740(2007)のもとで設置されたUNMINの職務権限を2009年1月23日まで更新することを決定する。
2. 和平プロセスを支援することで、UNMINの任務の未解決の側面の完成を促進するために、その職務権限の枠内でのUNMINの専門性と即応体制を十分に活用するようすべての当事者に求める。
3. 実質的な追加の期間にわたり、現行の監視制度は必要とされず、また、それらはこの職務権限の期限内に完結する見通しを期待するとの事務総長の見解に同意する。
4. 武器監視員を含むUNMIN要員の、段階的、漸進的な縮小および撤退のための事務総長の勧告を支持する。
5. 事務総長に対し、この決議の履行に向けての進展に関し、安全保障理事会に情報を提供し続け、また、この点およびUNMINの見通しについて、2008年10月31日より前に報告書を提出するよう要請する。
6. UNMINのネパールのからの撤退を促進するために、6月25日の合意の実施を通してを含め、現行の職務権限の終了までに、UNMINの活動の完成に資するような条件を整備するために必要な決定をとり続けるよう、ネパール政府に求める。
7. 平和で、民主的で、かつより豊かな未来へ向けて国を動かすことができるような、長期にわたって持ちこたえられる解決策への転換を継続するために、協力、一致および妥協の精神を持って力を合わせて活動するようネパールのすべての当事者に要求する。
8. ネパールの当事者に対し、職務権限に規定されている任務を遂行するうえで、UNMINおよびその関係者の移動の自由および安全を促進するために必要な措置を取るよう

要請する。

9. この問題に引き続き取り組むことを決定する。